

共同生活のなかの「個的領域」

——居住支援と若者——

岡 部 茜

1. 問題の所在：共同生活と侵襲性

現在、民間団体によって若者への居住支援がいくつか取り組まれている。これらの実態については研究蓄積が不十分であり、取り組みも公的な制度ではないために各団体で独自に模索されている。

日本で現在取り組まれている若者への居住支援には、障害者やホームレス支援などと同様に、大家による入居支援や個室提供などの支援、共同生活のなかでの支援がある。共同生活の形で運営される支援としては、既に廃止された公的事業である「若者自立塾」などが従来から若者への取り組みの領域として存在していた。そこには、集合させれば支援が容易になるという単純な効率性だけでなく、同じような境遇の若者たちが相互に影響し合いながら生活する意義が見出されてきた（坂口 2006、日本評論社編集部 2014）。

しかしながら一方で、共同生活の空間は個人への侵襲性が高まりやすい空間でもある。「若者の自立・更生」を謳って、戸塚ヨットスクールやアイ・メンタルスクールなど、暴力的な対応で若者の心身と尊厳を深く傷つけた事例が過去にも現在にもある。また、そうした団体ばかりでなく、児童養護施設や障害者、高齢者の入居施設などでも暴力事件は存在する。そうした事件は、人身体制や価値規範などの背景により生じていると考えられるものの、その場で生活が営まれる入居施設であるということもまた大きく関係している。入居施設は外との関係が途切れやすく、外から内部で

何が起きているかわかりづらいためである。

また、ゴフマンが「全制的施設」という概念で論じたような問題もある。ゴフマンは全制的施設を「多数の類似の境遇にある個々人が、一緒に、相当期間にわたって包括社会から遮断されて、閉鎖的で形式的に管理された日常生活を送る居住と仕事の場所」として定義した (Goffman 1961=1984: v)。全制的施設は、(1) 同じ場所で同一の権威に従って生活の全局面が送られること、(2) 構成員の日常活動の各局面が他の入居者の面前で進行すること、(3) 諸活動の順序全体が、上から明示的な形式的規則体系ならびに一団の職員によって押しつけられること、(4) 強制される活動は、施設の目標を果たすために意図的に設計された単一の首尾一貫した計画にまとめられていること、という特徴を持つ (Goffman 1961=1984: 6)。この全制的施設では、施設秩序を保つためにおこなわれる、自己の諸領域の侵犯やアイデンティティキットの剥奪などを通して入所者の無力化が進んでいく。筆者は若者の共同生活型支援の取り組みを、避難場所としてのアジールと閉鎖的な無力化の施設としてのアサイラムとの間で揺れ動きうるものとしてその可能性と危険性を指摘した (岡部 2020)。それは、「共同生活型の支援が、家庭内に閉じ込められることによる困難からの逃げ場になる可能性とともに、自分の聖域が侵されることによる無力さを生む危険性を併せ持っている」からである (岡部 2020: 59-60)。

したがって、共同生活の形をとる若者への居住支援にどのように全制的施設と距離をつくる営みがあるのかを考えることなしに共同生活やそれを伴う居住支援の意義を論じることは、暴力を見過ごす危うさを持ってしまう。こうした問題認識に基づき本稿では、若者支援として取り組まれている共同生活でどのように個々の領域が守られているのかについて考えてみたい。

2. 研究方法

まず、本研究の分析視点と調査方法についてまとめる。

2-1. 分析の視点：「個的領域」の確保

共同生活型の支援は、若者の支えとなる可能性もあるが、若者を暴力の被害にあわせることや無力化させる危険性も持ち合わせている。この点について、ゴフマンが指摘した全制的施設の議論と併せ、さらに検討のために宮地尚子による「個的領域」の視点を加えておきたい。

宮地はドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）の問題や支援を考えるにあたり公的領域／私的領域の2区分ではなく、公的領域／親密的領域／個的領域の3区分という認識から問題を捉えることを提起している。ここでの「公的領域」とは「一般市民としての活動の場であり、職場、学校などの社会組織、政治・経済の分野などが含まれ」、「親密的領域」とは「恋愛や性愛、親密や愛着によってつながった人間関係の領域」であり、「個的領域」とは「自分のためだけの自由な時間や空間」として説明される（宮地 2020: 105）。そのうえで宮地はDVという支配が、「相手の個的領域を奪い、すべてを親密的領域にする」ことだと整理した（宮地 2005: 126）。これまで公／私で分けられることで見落とされてきたものを、「個的領域」という概念を挿入することで見出そうとしたのである。そして、支配されるDV被害者の家での時間配分、空間配分という点から、被害者となる女性だけの時間・場所がどれくらいあるのかについて注目する必要性を述べる。

またこの「個的領域」とは、「存在証明から解放された場所」「他者からの評価から逃れられる場所」「否定的視線から自由な場所」などであるとともに、他者とのつながりが不可欠なものでもあるという（宮地 2005: 127）。つまり「個的領域」とは、他者からの侵犯がない領域であるとともに、他者のケアのなかでつくられていくものでもある。

「個的領域」に関する議論は、居住支援において非常に重要な観点を提供する。共同生活型の支援は、血縁家族や夫婦関係などがある家族との生活の場とは異なる場で新たな親密圏を形成する実践でもある。そしてここでもしばしば問題となるのは、「個的領域」の侵犯である。一つの場で複

数の他者同士が生活を送る営みでは、個人の聖域が侵される危険性が生まれる。そして侵犯されてしまえば宮地がDV問題で論じていることと同様、すべてが親密的領域化し、「個的領域」を奪われた人はそこで無力化されるのである。こうした個人の諸領域である「個的領域」の視点はゴフマンが指摘する4点を串刺しにする視点であり、ゴフマンの議論においても重要な点である。つまり、空間的・時間的にあるいは意思決定において、「個」としての領域がどのように侵犯されるのか、あるいはどのようにその侵犯が防がれるのか、ということが共同生活での自己の安全のためには重要になる。また他方で、「個的領域」が確保されることは孤立と異なり、「個」としての領域は他者とのつながりのなかで保たれるものでもあった。それは共同生活をおこなう居住支援で非常に重要な実践の軸になるだろう。ケアされながら個人としての領域が守られることをどのように可能にするかが、共同生活の形をとる居住支援では追求される必要がある。本稿では、ゴフマンや宮地の議論を参照軸としながら、ある団体でのフィールドワーク調査をもとに、どのように個的領域の侵犯が最小化されうるのかについて検討したい。

2-2. 分析の対象：若者支援としての共同生活

本稿で取り上げる団体は、不登校状態やひきこもり状態にある、あるいはコミュニケーションが苦手など、生きづらさを経験する若者と「社会的自立」をめざすシェアハウスを運営している。このように若者の自立支援を目的に取り組まれる共同生活型の活動は、日本において民間団体でいくつか存在している。一般的にイメージされる「シェアハウス」は多様な理由のもと自主的に住居を他者と共同利用するが、こうした支援としてのシェアハウスは若者の生活環境を変えることによって、若者の状況をなんらかの形（家族との葛藤の緩和、ホームレス状態からの脱出、就労体験環境の整備など）で改善することを目的としており、第三者によって取り組まれている。そのため、こうしたシェアハウスは目的を持った人々の集まる公的領域と

しても存在しうる面があり、また生活面ではケアと干渉が入り乱れる親密的領域や個人のための個的領域としても存在しているといえる。

またこうした場合は、生きづらさを経験する若者が集う場であることから、特に「個的領域」を重視する必要があると考えられる。なぜなら、シェアハウスはその場が合わなければ退出することができる人が多いと考えられるが、支援としての場は生きづらさを経験し傷ついている状態にある若者も多く、そうした状態にある若者は自らの居る場が不快であっても退出が容易ではなく、暴力の被害から逃れにくいと考えられるためである。

先行研究やルポルタージュで、共同生活の形をとる若者支援はその共同性が注目されてきた(日本評論社編集部 2014、小林献ほか 2018)。しかし、上記のように考えていくと個的領域への注目の必要性が改めて認識される。暴力に抵抗する実践を検討するために、個的領域への注目は重要な意義を持つ。

2-3. 調査の方法：フィールドワーク

筆者は2019年の夏に1回と2020年の冬に2回それぞれ約1週間、計23日間にわたり団体Aに住み込んで調査をおこなった。入居者やOB・OG等に対して、普段は大学で仕事をしており今回は調査で来ていることを伝え、入居している若者たちと同じように1部屋を与えてもらったうえで入居者と同じスケジュールで生活をおこなった。

2019年夏と2020年冬の1度目はメイン棟1階の1部屋を借りて滞在し、2020年冬の2度目は最初の数日間女性棟に滞在后、後半はメイン棟1階の部屋に滞在した(メイン棟、女性棟については後程詳述する)。入居した時期の筆者の年齢は30代前半であり、利用者と比較的近い年齢であった。

3. 団体Aの取り組み

まず、団体Aがどのように共同生活による若者支援を運営しているのかについてまとめていく。

3-1. 団体Aの概要

団体Aは、人口約2万5千人の中山間地域にある市に若者の共同生活をおこなう居住拠点を置いている。地域は山々に囲まれており、人々の移動手段は主に自動車である。団体Aの居住拠点からは広い田畑と山が見え、夜になるとほとんど外の明かりはなく真っ暗になる。

団体Aは居住スペースを提供するとともに、日中の活動や相談支援を通して若者が自身で生活を送ることができるようになるための支援に取り組んでいる。若者への居住支援を開始したのは2013年頃からで、正式に現在の形で共同生活をしながらの支援を開始したのは2016年からである。団体のスタッフたちはもともと地域づくり活動をしており、その活動のなかでシェアハウスをはじめたところにひきこもっていた若者が参加してきたことが、現在の事業のきっかけとなっている。調査時点における入居可能人数は男性18人、女性3人で、住人の年齢層は10代後半から30代までとなっていた。

団体Aの居住空間には夕礼や一部活動がおこなわれ、厨房があるメイン棟と女性棟の二つがある。二つは隣接しているが別の建物であり、メイン棟はもともと2階建ての社員寮だったものを改修した建物で、大きな調理場とダイニング・リビングスペース、そして1階と2階にそれぞれ個室が複数ある。メイン棟には主に男性が、女性棟には女性が入居しているが、人数や入居者の状態に応じて女性もメイン棟に入居する場合がある。女性棟はメイン棟の隣にある長屋の一つで、一般の住宅のかたちの3LDKである。女性棟は部屋数が限られるため、女性が1人以上入居している場合は男性入居者が女性棟に住むことはない。どちらの棟も個室には内側から鍵がかかるようになっている。女性入居者も男性入居者もメイン棟で基本的には調理や食事をしており、日中のヨガや講座などはメイン棟のダイニング・リビングスペースを使う。そのため、女性入居者はメイン棟に立ち入ることができるが、男性は女性棟に立ち入ることは禁止されている。

スタッフは、常駐しているわけではないが、基本的には隣接する長屋の

一部にある事務所にいる。午前 11 時から 12 時と午後 4 時半から 5 時半は事務所でスタッフと話すことができる時間とされているが、住人にはあまり意識されていないのか事務所にスタッフがいるかぎり、自由に住人や OB・OG が訪ねてきてスタッフと相談や談笑をしている。土日を除いて夜間も宿直スタッフがあり、事務所かメイン棟の宿直室に朝まで滞在している。

入居するためには月に約 13 万円の利用料がかかり、共同生活のなかでの食材費や光熱費もそこから支出される。全国にいくつかある若者を対象とした共同生活型の居住支援団体の利用料は、月数万円であることもあれば 10 万円代であることもある。団体 A のように 10 万円代の利用料がかかる場合には家族が利用料を負担していることが多く、他のより安価な団体に比べて家族による一定の金銭的支援を得られる若者が利用していることが特徴である。団体 A を退居した若者の一部は団体 A の付近に部屋を借りて仕事をしながら生活しており、OB・OG として団体 A の活動に参加することや、スタッフに生活の相談に来ることがある。

3-2. 住むにあたっての流れ

入居するにあたっては、自分の部屋の鍵（女性の入居スペースの場合は家の鍵）が渡される。1 人 1 部屋が貸し出され、メイン棟の個室には洗面スペースがある。

部屋には部屋を綺麗に保つための注意喚起の紙が貼ってある。そこには、ごみ箱を設置することや、毎日 1 度は窓を開けて空気を入れ替えること、週に 1 度は部屋のごみを捨てること、布団を干すこと、掃除機をかけることなどが書かれている。とはいえ、これを実際に守っている住人は見ている限りではそれほどいない。スタッフによる各自の部屋への立ち入りチェックが月に 1 度あり、そのときにあまりにも汚い場合はスタッフから掃除するように促される。住人たちは、基本的に各自の部屋に家から持参してきた私物を置いているが、ギターやゲーム機などの私物はリビングスパー

スに置かれ、他の人も使うことができるようになっている。

また退居時には入居時点で貸し出されたものを返却する。多くの場合、本人が希望したときに退居の時期となるが、場合によってはスタッフとの相談のうえで引き延ばしたり、逆に退居時期を早めたりする。退居する理由も様々である。例えばアルバイトをはじめ自分で一人暮らしができるようになってきた、という理由であることもあれば、月々の負担金額を家族が支払うことが難しくなったという理由であることもある。他にも、入居したが心地よくいられなかった若者が、何も言わずにスタッフの知らぬ間に出ていくこともある。鍵の開け閉めが管理されている団体もあるようだが、団体Aでは鍵の開け閉めは各自に任されているので、住んでいた若者が気づけばいなくなっていた、ということは稀に見られる。例えば、筆者が住んでいる間にも住人があるとき衝動的に貸出用のバイクに乗って実家まで帰ってしまう、ということがあった。辛くなったら出ていくことができるということは、退出の自由が担保されているということでもある。最後にも述べるが、このように嫌になったらいつでも出ていくことができるという点で退出が自由にできることは、共同生活を暴力的な場にしないために非常に重要な要素でもある。

3-3. 日中の生活

平日の日中には自由参加の活動プログラムが用意されている。1日の流れは表1のようになっている。朝に起きて、各自朝食をとる人はとったあと、掃除やジョギングなどをし、午前の活動や午後の活動に参加希望者は参加する。夕方に夕礼としてリビングにスタッフと住人が集まり、その日の振り返りやイベントの告知、周知したい注意点などを話し合う。昼と夜は食事当番が決まっており、当番がつくったものを各自それぞれのタイミングで食べている。このように一通りの流れのモデルはあるが、朝の活動(朝活)、午前と午後それぞれの活動、夕礼なども、各自の判断で参加するため、どれにも参加しない人もいればすべてに参加する人もいる。

表 1. 1日の流れ (平日)

9:00- 9:30	朝活 掃除やジョギング
9:30-12:00	午前の活動
12:00-13:00	当番による昼食づくり
13:00-14:30	昼食
14:30-17:00	午後の活動
17:30-18:00	夕礼
18:00-19:00	当番による夕食づくり
19:00-21:00	出来上がり次第夕食
21:00-22:00	当番による夕食の片づけ ¹

活動場所の移動がないことは外部との接触が極めて少なくなることにつながる。そうした場では、生活の領域区分が曖昧になり、公的領域から離れ親密的領域・個的領域に閉じこもる／閉じこめられることにつながりやすい。ゴフマンの全制的施設では、寝ること、遊ぶこと、仕事をするものの三つの生活領域を分ける障壁がないことを中心的特徴としていた(Goffman 1961=1984)。

そうした点からいえば、遊ぶことや仕事することなどが寝起きている場の外部にあることは大切である。団体Aにおいて、住人は休日や平日に自分の車やバイクや自転車、または貸出用バイクや自転車を使って自由にアルバイトや余暇の時間を外で過ごしており、日中のプログラムとしても地域のお寺や農家の手伝い、体育館でのスポーツなど外に出かけていくものが多くそろっている。また、活動に日中数人の住人たちが出かけていくことで、居住スペースは静かな空間になる。住人たちがそれぞれの行動をとって分散していることで、日中活動に参加したくない人や他者に関わりたくない人は静かに過ごすこともできる。日中のプログラムが外にあるということは、外部に出るということからも、また住人の生活圏の分散という点でも意味をもっている。

さらに、団体Aには複数の地域の人々がスタッフとして参加している。料理を教えてくれるスタッフ、ヨガを教えてくれるスタッフ、宿直スタッフなど、すべてを専従のスタッフが担当するのではなく、様々な活動を外

部講師が担当することにより、多様な他者との交流機会を生み出せるようにしている。そうして外部の人が活動や居住スペースにも参加してくることは、居住スペースのなかで生活や文化が閉鎖されないための一つの仕組みになっている。

4. 共同性と個別性

共同生活は他者を身近に感じる生活であり、それは1人で生活することとは全く別の生活を立ち上げる。他者の身振りや物音、会話は自己に大なり小なり影響を与える。しかし、そうした共同生活のなかでも1人の個としての空間が守られることが大切である。特にそれは、職場や学校へ行きづらくなった経験を持っている、あるいは他者との葛藤を経験してきた若者にとっては重要な要素である。ここでは、共同生活でどのように他者を感じ、他者との距離がとられるのかについて、親密的領域と個的領域に注目しながらフィールドワークで経験したいくつかの事象を取り上げて描いていく。

4-1. 親密的領域における共同・配慮・干渉

(1). 聴かなくても聞こえる音と生活

同じ建物で共同生活をする、誰かのたてる物音が様々なところから聞こえてくる。まず朝に布団のなかで意識が覚醒してくると、誰かが廊下を急いで走り抜けていく音が聞こえてくる。続いて扉が開いて閉まる音がする。バイクの音が少し離れたところで聞こえてくる。それを聞きながら、そういえばあの人が今日からアルバイトで朝早く出ないといけないと愚痴をこぼしていたな、ということを考える。そういうことを聞いていないときには、誰がこんな時間に出ていくのだろうと、うすぼんやりと考える。しばらくして自分のスマートフォンのアラームで起きて身支度をすると、廊下から「朝だよー」とスタッフが入居者に呼び掛ける音がする。それに応じて、数人が自室から出てきて活動をはじめ。廊下に出れば居住スベ

ースに住人の活動する音がこだまははじめる。それが朝の時間に響く音である。

その後、日中にヨガなどの入居スペースで開かれるプログラムがある場合は、講師やスタッフが出入りする音が聞こえるが、外でプログラムがある日はとても静かになる。アルバイトに行っている住人もいれば、自室でゲームをする住人や絵をかく住人もおり、プログラムに参加しない住人もそれぞれが各自で活動している。

夕方になると各住人が帰宅し、夕礼が始まる。スタッフと住人がダイニング・リビングに集まり、その日の報告やイベントについての相談、生活上のルールや苦情などについて話し合われる。それが終わると夕食の準備が始まり、夕食が終わると、また住人はそれぞれ自室に戻ったり、ダイニングでゲームをしたりしている。

誰かが廊下を歩く足音、隣の部屋の人が時折たてる物音、スタッフや住人の声、掃除機の音、音が様々に響く時間帯とそうではない時間帯、そうした生活の音の変化が共同生活の場には存在し、一つの生活共同体の大きな時間の流れをつくり出している。住人たちは、それによって他者がどのように過ごしているのか、場合によってはどの場所にいるのかがわかる。

そして個々の音によって住人は他の住人の生活の変化を知るようになる。言葉として「明日からアルバイトをはじめると聞かなくても、朝に急ぐ足音がすること、隣の部屋から日中や夜中に音楽やゲームの音が聞こえなくなることで、他の住人たちの生活の変化がぼんやりとではあるがわかるのである。共同生活のなかで音を通して住人たちは言語的にだけでなく、身体的にも他者の変化を感じ取っている。

そこには他者を感じる生活があり、1人で部屋にいるときでさえ他者がかすかに自分の世界に触れている感覚を持つ。ここでは、各個人の空間にも他者の生活音（生活ともいえる）が耳をそばだて聴こうとしなくとも自然に聞こえてくること、それが共同生活においては不可避であることを確認しておきたい。それは心地よいものであるときもあれば、苦しみをもたら

すときもある。例えば、自分がアルバイトをしたくとも動けずにいるとき、誰かがアルバイトに向かう足音は焦りや嫉妬を募らせる要素になる。

(2)．相談し合えることの安心と被縛性

団体Aで生活していると、女性棟やメイン棟のリビングなどで住人同士が雑談でもりあがっている姿や、ときには個人的な過去を打ち明け、相談し合う姿を目にすることがある。

住人たちは普段から生活上の何気ないやり取りを通して相手のことを知っていく。例えば、昼食後の何気ない会話のなかで、ある住人が大学を休学していることについての悩みを話すとする。すると、他の同じような状況にある住人が、自分はどうか考えているかを話す、ということがある。そうした会話を積み重ねて、さらに仲が深まれば互いの悩みを打ち明けあい、地元の知人への対応やアルバイトの内容、辛い過去についてなど、それぞれの相談にのり合うようになる。それは同じような経験をした他者との出会いとして経験され、自分だけが経験していると感じていた困難を他者と分かち合う機会にもなる。

一方で、そうした相談し合える関係は互いを縛ることもある。例えば、自分は翌日アルバイトがあり早く寝たいと思っても、夜に仲の良い住人から相談を持ち掛けられ、それが夜遅くまで続いて寝不足になってしまうことや、気分が落ち込んでおり1人になりたいときに相談を持ち掛けられて1人になれずストレスがたまるということがある。筆者も気軽に話し続けてしまい、他の住人のやらなければいけない作業を邪魔してしまったことがあった。

ともに暮らし、互いに気遣い合い、互いの状況を知るからこそ断れないということも共同生活のなかではある。つまり関係性が個人を縛るということが生じてしまうのである。齋藤(2003)は自発性と能動性が強調されるアソシエーションに比べ、親密圏には具体的な他者の生とのかかわりにおける受動性・受容性の経験が特徴的なものとしてあり、そこに被縛性が生じることを指摘している。互いに呼応しあい支え合う関係は、ときに個

人を縛り、個人の領域を侵犯することにもつながってしまう。

4-2. 個的領域の確保の仕組み

(1). SNS がつくりだす距離

団体Aでは入居の際、スタッフと住人、OB・OGで構成されるSNSグループに登録される。本名を知られたくない人はニックネームで登録している。そしてこのSNSグループは、他の住人とともに暮らすうえで重要な役割を果たしている。基本的には、そのときの調理担当者の調理完了時の連絡と、出しっぱなしにされた調理道具や放置された洗濯物について注意を促すときに使われる。また、新しい入居者が来る場合の報告やイベントの連絡など、入居住人にかかわる連絡事項についてスタッフからの連絡が流れることもある。

主要な利用方法である調理完了時の連絡は、共同生活での他者との距離を守る重要な意味をもっている。その日の調理担当者が料理を完成させ次第、SNSグループで料理の写真をアップすることで、他の住人はどの場所

明日の活動
——— 午前 ———
9:00 朝活
9:30 事務所前集合→X社見学 (担当: ○○スタッフ)
——— 午後 ———
14:30 リビング集合→ヨガ (○○先生)
バンド練習→時間未定
17:30 夕礼
—————
よろしく～

図1. 連絡イメージ (スケジュール) 送信者: スタッフ

【ご飯の写真】 ご飯できました!

図2. 連絡イメージ (ご飯)
送信者: 住人

炊飯器が空になっているのに、保温のままでした。無くなったら、保温を切ってカマは水につけておいてください。炊飯器壊れちゃうよ～
--

図3. 連絡イメージ (注意喚起)
送信者: スタッフ

にいてもその日の食事内容と今から食事ができることがわかるようになる。この連絡が来ると何人かの住人はすぐダイニングに来て食事の準備をはじめ。食事ができあがったタイミングで来た住人が食事を終えて、料理が少し冷めてくる頃合いになると、遅れて登場する住人のために調理担当者や他の住人がラップなどで料理が取り分けられた皿をくるんでいく。しばらくしてダイニングに人が少なくなったころ、また他の一部の住人がやってきて料理を食べていく。お盆にのせて自室へ持ちかえる人もいる。全員で食べるという決まりはないので、各自がそれぞれのタイミングや方法で食事をとる。そのため、SNS グループの投稿をもとに誰とも話すことなく、そして出会わずに過ごすことも可能になる。

つまり SNS で食事の完成や新しい入居者情報など必要事項が伝達されることにより、ある程度、住人は他の住人と接触せずに生活することも可能になる。実際、同じフロアに部屋があったにもかかわらず筆者が滞在中、2、3回しか会うことがなかった住人もおり、他者との遭遇を回避しようと思えば、それなりに回避することができる仕組みになっている。団体Aにやってくる若者にはそれぞれの背景があり、入居者同士で関わりながら生活をしていく人もいれば他者と距離をとる人もいる。それゆえに、SNS は各自の状況に応じて自分の領域としての個的領域を保つための重要な仕掛けとなっている。

また、午前の活動や午後の活動についても集合時間・場所や内容が SNS で知らされるため、定められた時間に集合場所に来ていない場合は、参加しないのだとみなされる。事前に参加を表明していた場合を除いては、スタッフが部屋まで住人を呼びに行くということはほとんどない。対面で活動への参加を促すということは、人によっては強制力が働く場合もあり、それをプレッシャーとして感じる人もいるかもしれないが、団体Aでは基本的に全体の住人への連絡とそれに応じて個々の参加があるという形をとっているため、個人への強い介入が生まれにくいようになっている。

(2). 強制されない決まり事

共同生活の団体に聞き取り調査をおこなっていくと、最初は共同生活のためのルールがあった団体でも若者たちが生活するなかで、徐々にそのルールが変化し、あるいは解釈しなおされ、実は多くの場合崩壊していることがわかる。スタッフによってルールを押し付けることは難しく、またスタッフも押し付けようとはしない。団体Aでも食事当番や大掃除の日などの決まり事があり、また利用のルールなども夕礼などでスタッフと住人の間で議論され決められていくものの、多くは破られていく。

こうした決まり事が強制ではなく、強く生活に介入されることがないことは、個的領域を守るうえでも重要なことである。例えば、「夕ご飯は21時までに食べてください」と貼り紙で注意書きがなされているが、それ以降に食べる人も少なくない。前述の通り、各自のタイミングでご飯を食べていくので、こうした決まりはほとんど守られていない。また、大掃除の日が決められており、各自が共用スペースであるリビングやトイレを掃除する当番を当てられるが、これもそれほど厳密には守られていない。筆者も大掃除の日に滞在したことがあるが、大掃除のためにリビングに出ていくと住人のみんながソファでくつろいでおり、結局その日は最後まで割り振られた掃除をしない住人もいて拍子抜けしたことがあった。ただし、掃除が完全に無視されているわけではなく、夕礼で掃除の確認がなされ、していない人は後日やるようにとスタッフから言われていたことは付け加えて書いておきたい。

このようにある程度決まり事があるが、住人はそれぞれのタイミングや理由でできること、やることを決めていく。できない・やらないからといって罰則があるわけでもないため、ルールによって自分のペースを大きく乱されることなく生活ができるようになっている。また、生活が大きく破綻しない場合はスタッフも強く押し付けることをせず、そのまま共同生活は営まれていく。

ただし決まり事は一方で、共同生活における秩序を守り、住人それぞれ

を守る働きも持っている。したがって、決まり事が破られるということはそのまま決まり事が無くなり無秩序になることを意味しない。そうではなく、住人同士で決まり事が緩やかにつくられ、またそうしたなかで他者との衝突や交渉が生じていることを意味している。

とりわけ、掃除やタイムスケジュールとは異なり、住人同士の生活に大きく影響が出るものについては、住人同士で絶えず交渉が繰り返され秩序がつくられている。例えば、団体Aの共同生活では食事当番が決められており、2人か3人で班になり、全員分の食事をつくることになっている。基本的には当番が食事をつくっているが、なんらかの理由で（理由がわからないことも多い）当番が食事をつくりに現れないこともしばしば見られた。その場合には、その場にいる他の住人や偶然居合わせたOB・OGが手伝うなどして食事をつくっている。当番のうち、片方が来ない場合には、当番の住人同士で確執が生まれることもあり、次の食事当番決めのタイミングで同じ班にならないように片方が願いでるなどする。また布巾を出しっぱなしにすることや、各自が朝食をとるために用意されている食パンを大量に1人の住人が食べるなど（大量に食べる人がいて、他の住人の食べる分が無くなったことがあったため、食パンは1日1人何枚、という決まりができていた）、細かいルールは悉く破られていくが、守っている住人や実害を被る住人はそれに対して苛立ち文句を言ったり、諦めたり、本人に注意したりして、生活のなかで細かい交渉と調整が重なっていく（例えば、食パンを夕食後に食べようとする住人に対して、注意する住人もいれば、諦めて注意しない住人もいる）。こうして共同生活をおこなう住人たちによって少しずつ決まり事が一部消滅し、一部新しく作られ、変化していくが、住人同士で解決しなければ夕礼で話題になったり、スタッフに注意してもらおうよう要請したりする場合もある。ルールが強制されないこと、それで互いの生活において軋轢が生じる場合には住人同士で解決し、解決しない場合はスタッフが間に入り調整することによって、団体Aでは個々の生活ペースが乱されないよう工夫されている。

(3). 緩衝材としてのスタッフ

前述したようにスタッフが住人の間に入り調整することは個的領域の担保において重要な要素となっている。例えば、以下のようなスタッフの語りがある。

細かいところに敏感、うるさい子と、超鈍感でよくわかってない子との間には、常にあの軋轢があつて、何で俺ばかりやらされるんだ、みたいな微量のストレスがどどんたままていくみたいなものもあるし、やらないやつ悪いやつ、みたいな感じで周りから白い目で見られて、当たりがきつくなっちゃう問題とか。

(筆者：それをスタッフとしては、どういうふうにかかわるんですか。)

一旦聞いて、その対象となっている人と直接話してみて、で、そっちから聞くとまた全然違う話が返ってくることもすごく多いから、なるほど、そういうことね、みたいな。あの子に聞いたらこう言ってたよ、つつつて。板挟み役。

(筆者：なるほど。)

で、ときに直接対決したいっていう要望があつたら、じゃあわしと一緒に三者で話そうかつつて。

(筆者：なるほど。解決しますか。)

する場合もあるし、もう、互いにかかわらないようにしようっていう解決方法も、かつては何回かありましたね。わしの希望は仲よくしてほしいってことだけど、でも、もうお互いに無理っていうんだつたら、なるべくかかわらずに暮らしてみるっていうのもありだよつて。時間薬もありますからね²。

住人同士が各自気ままに生活するなかで決まりが破られていき、諦めたり許したり交渉したりするが、それで解決されない場合はスタッフが間に

入り調整することになる。激しい衝突になることや、主張できない住人がそのまま黙り込まざるをえない状況を避けるために、スタッフが間に入り両者の意見を聞き、「板挟み役」になるのである。スタッフが「板挟み役」になり住人同士の対立に第三者が差しはさまれることにより、二者の対立関係は変化する。それにより、住人同士の対立が解消されない場合でも、調整役としての機能を果たさないということでスタッフへ批判の矛先が向き、それにより住人同士の対立が弱まることもある。

また、これはルールに関することだけではなく、日々の住人同士の関係でもいえることである。住人関係で何かしらの問題が生じたときにスタッフが間に入ることによって互いの対立や干渉が抑えられるように試みられる。このように緩衝材としてスタッフが入りこむことにより、共同生活で生じやすい個的領域の侵犯を防ぐ効果が見られる。

5. まとめ：「個的領域」はどのようにまもられるのか

これまで描いてきた団体Aでの生活から、共同生活について考えてみたい。まず団体Aでの生活は、寝起きや食事を中心的な場としており、遊びや仕事、学び、他の活動などは別の場所でおこなわれることが多い。また個室で生活がある程度実施することができ、食事や活動も一緒におこなうことは強制されず、むしろ避けて生活することもできる仕掛けがSNSでの伝達などによって存在している。1日の流れも示されはするが、それが強制されることはなく、ルールが存在してもしばしばそれが破られている。そのため、ゴフマンが全制的施設として挙げた特徴からははみ出す取り組みとして、団体Aの共同生活は存在しているといえる。しかしこうした部分から全制的施設と異なると結論づけ、共同生活の形をとる居住支援の暴力性を否定することは早計だろう。

本稿ではさらに「個的領域」の確保という点からも考察を深めておきたい。共同生活は、他者の気配を感じながら他者と生活するという営みである。それは、家族から離れて家族とは異なる親密圏を形成しながら、その

一員として生活することでもある。ここでは「親密圏」を、「具体的な他者の生への配慮／関心をメディアとする、ある程度持続する関係性」として認識しておきたい(齋藤 2003: 228)。そこでは、具体的な他者との間で、身体を介した互いの生への配慮や関心があり、互いの生への干渉がある。そして、干渉があるからこそ親密圏では暴力の危険性が生じ、それゆえに2-1で確認したように親密的領域と個的領域を分けて認識し、個的領域の担保を考えることが重要になる。

実際、共同生活のなかでは当番や夕礼、活動やあるいは他の時間に会話ををする。また、住人はスタッフによる面談や声掛けだけでなく、住人同士の間で当番を手伝い合い、困りごとの相談にのり合うなどを通して支え合い、ときにおせっかいに干渉されたりすることのなかで生活する。さらにそれだけでなく、他の住人の立てる物音や振る舞いなどとともに生活空間の様々な場面で具体的な他者を感じながら生活することになる。音について描いた通り、共同生活のなかで住人は音で生活を伝えてしまうとともに、伝えられてしまう。それが、他者を感じる安心につながることもあれば、うるさく感じることやプレッシャーになることもある。このように共同生活で形成される親密的領域は互いを支えあうものとなると同時に、個的領域を侵犯する危険性をおびる。

他方で、団体Aの居住空間の構造や日中のプログラムなどは、1人の空間や時間を確保することを可能にしていた。またSNSを利用することにより情報が伝達され、各自のペースで生活することが支えられている。集団で生活するための秩序は強制されることなく、その時期や住人によって変容していく。それで衝突が起きることもあるが、その場合にはスタッフが間に挟まれることにより調整が試みられる。そして調整できなければ、どちらかが出ていく場合もあるだろう。親密圏に関する議論では、親密圏が脱=暴力化するためには「退出の自由」の担保が不可欠であるとされてきた(齋藤 2003、金井 2009)。団体Aにおいて、居住スペースに外部から施錠されることや、契約上の決まりによって退出が妨げられることはない。

また、月に約 13 万円の金銭的負担を了承する家族は、退出においても一定の経済的保障となるだろう³。それゆえに、その場が合わなければ出ていくという選択がとられる。

以上のように団体 A での共同生活の形をとる居住支援では、生活場面を構成する複数の要素が、共同生活のなかで干渉され、ときに侵犯されてしまう個的領域の確保を支えている。それはつまり、様々な仕組みの上でようやく一定の個的領域の確保が追求できるということでもある。したがって、そうした仕組みの模索がなされず、個的領域が確保される仕組みを欠くことは親密圏が伴いやすい暴力の発生へと容易に接近してしまうことになりかねない。共同生活の形をとる居住支援は、常に脱＝暴力化の実践としても存在していることが重要である。

註

- 1 2022 年 5 月現在では、これは無くなっている。
- 2 2019 年 9 月に実施したスタッフへのインタビューより。
- 3 ただし、これは団体 A を利用できる家族の場合に限られるものであり、家族の支援を得られない若者が多く利用する居住支援ではより退出が難しくなる場合もあるだろう。その点については、家族扶養に任せきりにし、個人の生活保障の不足さを放置してきた日本の社会保障の問題が大きい。

文献

- 宮地尚子 (2020) 『トラウマにふれる：心的外傷の身体論的転回』 金剛出版。
- 宮地尚子 (2005) 「支配としての DV」『現代思想』 33 (10), 121-133。
- Goffman, Erving (1961) *Asylums: Essays on the Social Situations of Mental Patients and Other Inmates*, Doubleday & Company (=1984, 石黒毅訳『アサイラムー施設被収容者の日常世界』 誠信書房)。
- 日本評論社編集部編 (2014) 『田んぼの真ん中、はぐれ雲：自立する若者たち』 日本評論社。
- 岡部茜 (2020) 「若者支援における『共同生活型支援』の位置づけと意義・課題に関する一考察：若者自立塾受託団体の資料分析から」『哲学論集』 (66), 46-62。
- 齋藤純一 (2003) 「親密圏と安全性の政治」 齋藤純一編『親密圏のポリティクス』 ナカニシヤ出版, 211-236。
- 金井淑子 (2009) 「家族・親密圏・根拠地」 飯田隆・伊藤邦武・井上達夫・川本隆

- 史・熊野純彦・篠原資明・清水哲郎・末木文美士・中岡成文・中畑正志編『性／愛の哲学』岩波書店, 137-168.
- 小林献著・K2 インターナショナルグループ編 (2018) 『生きづらさを抱える若者たち：共に暮らし共に生きる若者支援のリアル』いのちのことは社.
- 坂口順治 (2006) 「『若者自立塾』から見たニートの立ち直り学習」『日本生涯教育学会論集』27, 71-80.

[本研究は JSPS 科研費 18K13012 の助成を受けたものである。]

(大谷大学講師 社会学／社会福祉学)

〈キーワード〉若者支援、親密圏、ひきこもり

